

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した方へ

(固定資産税・都市計画税のお知らせ)

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産の固定資産税・都市計画税について、令和3年度課税分に限り、事業収入の減少割合に応じて課税標準の特例を適用します。特例措置を受けるには、令和3年2月1日までに申告する必要があります。

特例の対象となる方

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している中小事業者等（性風俗関連特殊営業を営む方を除きます。）

(注) 中小事業者等とは

個人	常時使用する従業員数が1,000人以下である方
法人	資本金または出資金の額が1億円以下である法人 資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人

ただし、以下のいずれかに該当する法人（みなし大企業）は特例措置の対象外です。

- ・同一の大規模法人（租税特別措置法施行令第27条の4第12項中に規定するもの）に発行済株式もしくは出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・2以上の大規模法人に発行済株式もしくは出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

特例対象資産及び期間

令和3年度課税分の事業用家屋及び償却資産

特例割合

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の前年比	特例割合
50%以下（前年比で50%以上の収入減少）	ゼロ
51%以上70%以下（前年比で30%以上50%未満の収入減少）	2分の1

申告時の必要書類

〈共通〉

- ①特例措置に係る申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）
- ②収入減少を証明する書類（会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写し等）

〈償却資産について申告する場合〉

- ③令和3年度償却資産申告書、種類別明細書

〈事業用家屋について申告する場合〉

- ④特例対象家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書、収支内訳書の写し等）
- ⑤特例対象資産一覧

(注) 特例対象資産一覧の作成には、毎年4月に納税通知書とあわせて送付している課税明細書が必要です。紛失等で課税明細書がない場合は、税務課資産税係の窓口で交付しています名寄帳（1通200円）で確認してください。

- ①特例措置に係る申告書及び⑤特例対象資産一覧については東浦町公式ウェブサイトからダウンロードできます。

申告期間

令和3年1月4日から令和3年2月1日まで（消印有効）

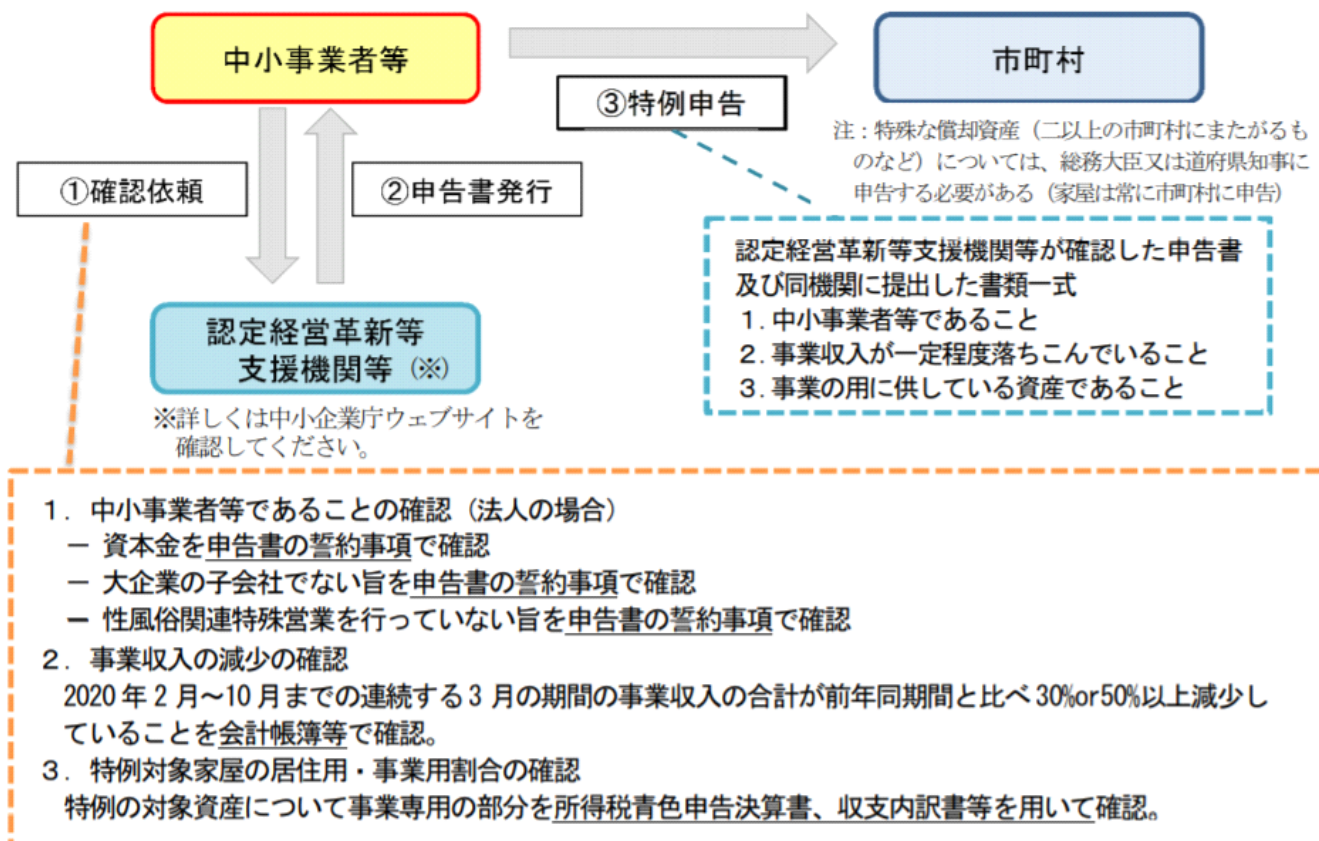
（注）申告期間後に提出があったものについては、原則特例の適用ができません。

申告書提出先

〒470-2192（住所不要）東浦町役場総務部税務課資産税係

償却資産申告書を電子申告（エルタックス）で提出されている方は、必要書類をイメージデータ（PDF形式）で添付して送信してください。

特例申告の流れ



お問い合わせ

東浦町役場総務部税務課資産税係

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

電話番号：0562-83-3111

ファックス：0562-84-5673